

# 経済建設委員会会議録

平成27年6月30日（火）

（開 会） 10：05

（閉 会） 13：38

## 【 案 件 】

1. 議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
2. 議案第104号 契約の締結(潁田排水ポンプ場新設(機械)工事)
3. 議案第109号 市道路線の廃止
4. 議案第110号 市道路線の認定
5. 議案第111号 専決処分の承認(平成27年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市新技術・新製品開発補助金及び販路開拓支援補助金の採択について（産学振興課）
2. 飯塚駅前自転車駐車場の火災について（建設総務課）
3. 工事請負契約について（契約課）

---

## ○委員長

ただいまより経済建設委員会を開催いたします。

「議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○経済施設等対策室主幹

おはようございます。「議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。本件は庄内温泉筑豊ハイツを移譲するにあたり、附属機関を設置して、公募型プロポーザル方式による移譲先の選定について審議及び審査をさせるため、本条例の改正を提案するものでございます。少々長くなりますけれども、今回の提案に至りました経緯につきましてご説明させていただきます。

庄内温泉筑豊ハイツは、本館が昭和48年、新館が昭和55年にそれぞれ建設され、平成15年度に雇用・能力開発機構から旧庄内町に売却され、現在指定管理により運用いたしております。この庄内温泉筑豊ハイツを今回公募で移譲しようとする経緯でございますが、平成12年5月26日に閣議決定されました「民間と競合する公的施設の改革について」におきまして、公的宿泊施設等の民営化等の合理化措置を講ずるよう要請されたものでございます。これを受けまして、平成21年2月に策定されました「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」におきまして、指定管理期間が満了する平成27年度末をもって公の施設として廃止し、現指定管理者の一般財団法人筑豊勤労者福祉協会に移譲することを第1案として、また、移譲を希望しない場合は、本市の経営方針を引き継ぐことができる民間事業者等に譲渡することを第2案として決定されておりました。そのため、移譲について一般財団法人筑豊勤労者福祉協会と協議を続けてきましたが、希望されないという回答結果になりましたので、今回、

一般公募による民間移譲を目指しているところでございます。

現時点では、第1次実施計画に基づき、建物につきましては「無償譲渡」、土地につきましては事業用定期借地権を設定して「有償または無償での貸与」、「飯塚国際車いすテニス大会への協力」「従業員の継続雇用」など、本市の運営方針を引き継いでいただける民間企業への移譲として事務を進めているところでございますが、計画どおりに平成28年度当初からの移譲先における運営を考えますと、今後のスケジュールといたしましては、7月上旬から9月上旬までを一般公募期間、9月下旬から10月中旬までを選定委員会による選定期間、11月に移譲候補先と仮契約を締結し、12月議会に提案して、議決をもって本契約の締結、その後、現指定管理者と引き継ぎ等の調整を行うというような流れになろうかというふうに考えております。なお、1社しか応募がない場合でも審査基準に沿って審査し、最低基準を満たさなければ移譲はできないと考えておりますし、多くの応募があり、民間のノウハウを活用した夢のある魅力的な提案があることを期待するところでございますが、そうした企業にお任せしたいというふうに思っておりますが、これまでの数社との非公式な協議結果や民間企業のご意見等から想像いたしますと、応募が全くない場合も十分に想定されます。その場合は、現指定管理者に一定期間、無償貸与して、その間に今後のあり方、運営等について模索していきたいというふうに考えておりますが、現指定管理者に無償貸与する案件につきましても、12月議会に提案させていただき、審議していただくスケジュールで進めていかないと、現指定管理者による宿泊や宴会等の予約の受付事務に支障をきたすだけでなく、従業員の方々にとっては、雇用の継続に対する不安を増幅させる結果にもなりかねないと危惧するところでございます。

また、庄内温泉筑豊ハイツの今後につきましては、耐震診断や耐震化、または大規模改修や建て替えなど大きな懸案事項はあるものの、飯塚国際車いすテニス大会の継続的な開催や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前練習場としての誘致活動に取り組んでおりますことから、本市といたしましては、今後とも必要な施設というふうに考えております。今回、移譲先が見つからない場合は、耐震化の問題など当該施設が抱える懸案事項を解決するために、規模を縮小しての建て替えや全く違う施設としての整備など、いろいろと検討しなければならない課題も生じてまいりますので、そのあたりの課題も含めまして、今後、選定委員会開催までの期間の中で協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上、「議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

○道祖委員

この公共施設の見直しに沿って、今回、27年度いっぱいには方向性を出すということでありましたから提案されているわけですけど、まず今日まで、努力してきて、現状のままで、市の経営方針のとおり受け取って運営していこうという人たちは、感触としてあるんですか。説明の中ではなかった場合は、云々と言っていましたけど。まずそれが一点。

それと、この公共施設のあり方については、平成19年ですか、20年から実施計画でこうきてますけど、この間に大きくね、この庄内温泉筑豊ハイツの環境に、与える環境の違い、どういう事が起きてるのか。この2点をまずお尋ねします。

○経済施設等対策室主幹

まず1点目の民間企業と協議をさせていただく中での感触でございますが、それにつきましては、4社と協議をさせていただいております。いずれも非常に厳しいというふうなことで感じております。その問題、ネックとなりますのが、やっぱり耐震化の問題と大規模改修が必要だというふうなこと、それから建て替えるにしても、解体費用が1億数千万円、概算ですけどもいると。建て替えた場合、同じ規模を建て替えた場合に、20億円から30億円、それから

大規模改修の場合で、これ概算ですけれども、17億円ぐらい。それから耐震化だけでも、県が出しています平米当たり5万円ぐらいだろうという単価でいきましたも、4000平米ありますので、約2億円というふうなことで、いずれも今の施設のまま引き受けるということについては、非常に厳しいというふうな見方をされました。しかしながら、私どもが協議させていただいたのは、4社でございますので、これを一般公募することで、広く全国的に筑豊ハイツを移譲するんだということを知っていただくと。そうすると、ほかのところからだったらもっと違うやり方で、いろんな提案があるんじゃないかというふうなところも期待しての今回の提案でございます。

それから、質問者言われますように、当然このあり方の第1次実施計画が決められた当時と、今の筑豊ハイツでは大きく様変わりをしております。国のウエルネスパーク構想の中で、県が大々的に整備をしですね、非常に来場者も年間約100万人訪れるというふうなことで、非常に平日でもお家族連れが散歩に来ているなど、昔のイメージとは全く違う状況になっているかと思えます。それで、私どもとしましては、まずその第1次実施計画にありますこの方針を一つ、そこを基本とさせていただいて、一般公募をしながら、この今後の筑豊ハイツはほんとに、ただ施設を移譲するだけでいいのか、もしくは、もっと違ったもので生まれ変わらせて、地域の起爆剤となるようなものにしていったらいいのか、その辺は一般公募する中で、民間からの提案もありましょうし、私どもとしましては、そういった部分につきましては、選定委員会開催される10月までの間に、こういった委員会等の中で、もしくは違った形ですね、協議をさせていただく機会を得られればというふうなところでございます。

#### ○道祖委員

とりあえず内々にどういう状況かということで、4社のほうに問い合わせをしたと。現状の施設を現状のまま維持していこうとすると、何十億円もかかるということですね。それを有償譲渡なり無償譲渡してもらったとしても、そのまま運営するのは難しいということであったと。そこで公募したらと、そう言っているけど、どなたか手を挙げるんじゃないか、それに期待して、今度は公募しますよということですよ。それが1点。

それと2点目が、環境が変わってきたのかどうかと、この約10年間でね、それは、県が車いすテニスの関係で、韓国の方に、何ですか、ワールドシリーズと言うんですか、この飯塚の地からね、韓国に行くのではないかということで、危機感を持って、そして、飯塚市もそうですけれど、テニスコートを整備したと。県も力を入れて、テニスコート、観客席がなかったのをそういうのを整備していったということですよ。だから、あの施設は、やはり飯塚にとって必要なものであるというふうにいえるということですよ。とりあえずそういう状況の中で、今回こういう提案をするにあたって、県のほうに今後この施設の維持について、何らかの形でご相談されたのかどうか。その回答はどういうふうになっているのか。

#### ○経済施設等対策室主幹

去年、伊藤部長のほうに国に要望活動され、去年の5月です、要望活動され、その後、福岡県の市町村支援課のほうに経過説明と要望をされております。その結果、もともと県としては、旧庄内町が購入される際に、県としても購入、取得してもいいというふうなことであったんだけど、旧庄内町がということで購入された経過がありますので、現時点で、県としては、引き受けることはできませんというふうなことと言われております。また、例えば、今の筑豊ハイツを解体し、例えば、国際車いすテニス大会を運営するにあたって、最低限必要なクラブハウスのものを、飯塚市さんのほうが新しくつくられるというふうなことを検討されるのであれば、そのときはまた、県としても協力できる部分はあるかもしれませんというふうなお話を頂いているところでございます。

#### ○道祖委員

この公共施設のあり方についてはね、1市4町が合併して、平成18年に合併して、いろい

ろな公共施設があると。重複した施設もあるし、老朽化した施設もある。今後の、市民に対する寄与というかですね、施設がどのように寄与するかと、必要か必要ではないかというような中で、いろいろ考えてこられたわけですね。そしてこの施設については、老朽化しているんで、できるならば、虫のいい話とは思いますが、飯塚市の思うとおりに運営してくれる民間業者にお任せしたいということで、今日まで来ているんですけど。ただ、その中で、民間企業は厳しいと言っている。そういうことを考えるとですね、もともとこの、それと今のあり方がこの10年間変わってきているということを考えると、これは、考え方を改めて、10年経つ間に利用度が高くなったと。いろいろ聞いていますとね、サッカーとかラグビーとか野球をする人たち、また、あなたが説明されたように、県の広場ですね。県が整備したものについて利用する人たちが、今日多くなってきていると。それで筑豊ハイツそのものも、どうにか黒字を出していると、これは従業員の皆さんの努力もあって、待遇がちょっといろいろ工夫されたからということも承知しています。とりあえずは黒字が出ているんですね。そういうふうな中で、遮二無二ですね、今回提案しているように、決まりが決まりだから、公開公募してですね、どなたかにお任せするというふうに、必ずしも、やらなくてもいいんじゃないかなと。

例えば、今、県に対してどうですかとお尋ねしたら、何十億もかかるような施設をそのままやるということは、県としては協力ができかねると。しかし、車いすということで、言われたということですけど、あそこを使うスポーツ施設、スポーツを使う全般と考えるならばですね、その今のある施設がそれに合っているかどうかというのは、また別問題です。県も適合するようなものについて提案されるならば、考えるということも言われているんですから、であるならば、1回これは、今回提案されておりますけどね、市は考え方をこれ、もう一回整理したほうがいいんじゃないかと、私は思うんですけどね。必ず、市もここに書いているように、本市の経営方針が引き継ぐことが出来ると、本市の経営方針というのは何かということなんですよ。ここをきちっと、今まであったから、同じ機能を持って、同じようにしてくださいと。しかし、国もできないということで、地方自治体に譲渡したんですね。それを公共が出来るかと、そのまま維持できるのかと、ホテル機能を持ったような施設を。それは全国見ても難しくなっている。だから、こういう方針になってきているんだとは思いますが。だけど、この10年間で変わってきているのは事実なんです。やはりそこに、それだけの利用度があるのに、宿泊施設なり、飲食施設なり、風呂がいいのかどうか分かりませんがね、入浴施設なりがある。これは、大変便利なものですけど、形態を変えてね、維持をしていく方向もあり得るんじゃないかと思うんですけど、そういうことについて、私、遮二無二に、今回ここに出されて、考え方を1回整理してというふうになされていますけど、出す前に、もう1回、役所の中で、あり方に、あそこの必要性、どういう形であれば、維持が出来るとか、検討される方がよろしいんじゃないかと思えますけど。そういうことについて、どういうふうにご考えていますか。

#### ○経済施設等対策室主幹

今、質問委員言われることは十分承知いたしております。実は、事務的なことで申し上げますと、この第1次実施計画が、もしなかったとするならば、今の指定管理者に引き継ぎ、指定管理をゆだねるのかどうかというのを決定しなければいけないタイミングが、この9月10月に来ております。しかしながら、現施設は、民間移譲するということが決まっておりますので、民間移譲の事務を進めております。民間移譲の計画に沿って進めていながら、もし提案されるところが、手を挙げてくる企業があったにしても、それまでの間に、いま言われますような形で、じゃあ飯塚市の筑豊ハイツを、今後どういった形で運営していくのか、どうしていったらいいのかというところを、十分に協議する時間はあるかなというふうに思っています、その間に、いろいろ協議しながら、じゃあ飯塚市の運営方針がこういった形で筑豊ハイツを運営してほしい、じゃあ、そういった形の提案が無ければ、その業者はいくら手を挙げて、選定

委員会の中でだめですよというふうな結果も出てこうかというふうに思っています。私ども一番怖いのは、事務的に、一番怖いのは、その指定管理者はできない、来年3月で終わってしまう、そして、一般公募も何もやってないんで、ほんとに引受先があるかないかという事実確認がとれない。そうした中で、じゃあ来年度以降、今の筑豊ハイツを現指定管理者に運営していただくにしても、12月議会で、例えば、指定管理じゃなくて、無償貸与として、現指定管理者に2年とか3年とか一定期間お貸ししますと、そして運営やっていただきますという行為をするにしても、これ12月議会で、議決をいただかないことには、そういった行為ができないというふうに思っておりますので、そこをきちっと事務的にきちっと押さえていくためには、一つ一つの作業は丁寧にこなしていかなくちやいけないんじゃないかと。その中で、質問委員言われますような方向性につきましても十分協議していくことも必要だというふうに思っております。

#### ○道祖委員

だったら、これ否決してしまえばいいですよ。委員会否決して、本会議で否決して。あなた方は、そういう考えでやっていただけ、議会在否決したと。だから、否決されたら考え直さなくちやいけないんだから。あなた方はそう思って提案したけど、議会在否決して、改めて、筑豊ハイツの今後のあり方、その筑豊温泉という、庄内温泉筑豊ハイツというふうに、ここに限って考えるから、どうしても狭義の考え方になる。だけど、あそこの県営のいろいろな施設全体、野球場から、広場から、敷地全体から考えていったときに、庄内の大部分を占めるあの土地の活用という観点から考えていった時に、改めて考えるということが出来るんじゃないか、考えなくてはいけないようになるんじゃないですか。

それともう1つ言うておきますけど、この公共施設のあり方、一所懸命やっていますと、今回やられていますけどね、この話は以前から、計画ではこういうふうになっているから、27年度いっぱいということで、それはそれで結構なんですけど、この問題は、筑豊ハイツの車いすのテニスのコートを改修するときとかね、ああいう時にですね、どうするんだと、今後大丈夫なのかと、今のままで。そういうことを何度も問われてきているんですよ、一般質問等で。しかし、延ばし、延ばしになって、今日に至っているということなんですよ。だから、そういった点から考えると、もう1回やはり考え直したほうがいい。もう1回検討したほうがいいんじゃないかなと。というのはですね、もう1つ言うと、合併特例債そのものが延びたじゃないですか。15年と。この公共施設のあり方そのものを見た時に、これつくったときは、10年間なんですよ。だから、あなたはまじめにきちっと書いているとお進めるという立場だから、それはそれで結構なんです。だけど、違う要素が、この10年間に、この施設に関しては相当入ってきていると。この点について考えるとやはり、このとおりでいいのかどうか、見直しをして提案すべきではなかったのではないかと私は思うんです。くどく言いますけど、平成28年、28年まででしたかね、合併特例債が使えるのが。それが32年まで延びたんですかね。5年間延びたでしょう。そうしたら、もう少し時間的余裕があるんじゃないんですか。その辺どう思います。

#### ○経済部長

今、質問委員さんが、いろいろ言われることに対しまして、ちょっとご回答させていただきたいと思ます。先ほどから担当主幹が申しますように、まず閣議決定で、民間ができるような施設は、地方自治体、国も含めて、地方自治体もやめなさいということは、根底にございまして、第1次実施計画におきまして、27年度いっぱい、公の施設としては廃止すると。その後、福祉協会のほうが引き受けるなら引き受けてください、引き受けることが困難であれば、民間に譲渡するという決定の中で事務を進めてまいりました。私が2年前に、経済部のほうに来ました時に、るる検討はされていたようございまして、過去の事績を見ますと。その中で合併特例債を使ったらどうかという意見も会議のなかに出たことが記録として残っております。

そのときの会議の結果としましては、耐用年数もかなり過ぎていますことから、大幅な改築や耐震診断はしないで、民間に譲渡すべきだということで、内部決定したということを受けて、私は2年前から、先程から説明がありますように、いろんな職種の業者、飲食、入浴施設経営とか、ホテル業、それもビジネスホテルとか、レジャーホテルの経営者、またはレジャー施設の経営者等とどういう条件であれば、継続できるかというような知恵をお借りしてまいりましたけども、結果的に困難だろうというご返事でした。

その中で、先ほどもありましたけども、まずはオリパラの開催が決まったと同時に、上京しまして、オリパラの合宿地とか、練習地として施設に対して補助ができないかということを経験委員会のほうに尋ねていきましたら、それは自治体がすることで、国のほうは手当はできないと。それを受けまして、県のほうに相談に行きましたら、先ほど、主幹が言いましたように、もともと譲渡、当時は、雇用能力開発機構でございましたけども、旧雇用促進事業団でございますが、から譲渡を受けるときに、庄内町が受けるということで、県は引いたのだから、今さら県が引き受けて、運営することはできないと。言いながら、私のほうも筑豊緑地自体がウエルネスパーク構想として建設省から指定を受けているので、その中では、食という部分があるんだから、県が全体の緑地公園を見た時に、食がないのはおかしいんじゃないかというふうに、かなり強くお話ししましたが、過去の経緯からできないと。ただし、先ほど言いましたように、一定の援助は可能ではないかと。その中で車いすテニス等とか、ほかのスポーツをする際に必要なクラブハウスのようなものであればですね、補助の対象として、県のほうも応援しますというふうなお返事まではいただいていたんです。そういうことの経過がございまして、今回に至ったわけでございますが、先ほどから主幹が言いますように、4社ほどの協議の結果、だめでございますが、一般公募することによって、また新しいお知恵をお借りすることもできるんじゃないかということで、一旦整理しまして、その後につなげていきたいと考えていますので、どうぞご理解方よろしくをお願いします。

#### ○道祖委員

そこがね、ご理解できないんですよ。だからね、言っているようにね、形態変わっているんだということですよ。県に対しても、何ですか、今のままじゃ駄目だけど、その形態を変えた形であるならばですね、県は補助するという話がありましたということを経験委員に言われているんだから、じゃあ、そうした場合に、飯塚市が維持管理していった場合に、どういうふうになっていくかとかいうことをね、一回検討すべきじゃないかと思うんですよ。というのは、私が言っているのは、あのままの形で残せという感覚はないんですよ。私はあそこに来ている人達が、簡単に利用できる、だからクラブハウスと言われているなら、まあクラブハウスというのはどういう形態かわからないんですけど、私はね、あそこに来る人たちが気軽に泊まれて、設備投資のコストは下げながら、整備して、気軽に泊まれてですね、食事が出て、風呂はあるんだから、風呂入ってもらって、というような形態に変えることができないのかと。で、そしてやはりそれは、飯塚の財産ですよということで、売っていった方がいいんじゃないかなと。心配なのはね、民間事業者等に有償譲渡をするというところなんです。それはね、以前だったら経営できないんだから当たり前だと思ってたんですよ、正直、私も。けども、今の利用状況を見ると、これをつくった時と大幅に変わっていると。で、いよいよ建物は10年間経ってこっちもさっちゃんもいなくなっちゃったから、さあ壊して、どうだこうだというような状況になる。そうではなくてね、壊して、壊すなら壊しても構わないけれど、その後でどういうものをつくるかと。例えばああいうやつじゃなくていいじゃないですか。例えば、極端な話、整備してですよ、自分たちが持ち込んでですよ、なんですか、青年の家とか色々、以前ありましたけど、そこでちゃんと自分たちが持ち込んで料理ができるような設備だけを用意してやると。オートキャンプができるような形にしとくとか、テント張ってからできるような、その張れるようにしてあるとか、雨露のことを言うんだしたら、中身はすっぽんぽんで構わないから、屋根の

付いた柱がある建物を建ててやって、その中にテント張るとか、そんなことすればですね、あなた方が考えてる設備投資よりも格安にですね、それは運営できるんじゃないですか。食事についても、必ずしも今のようなレストランが必要ですか。あそこに行って料理に使えますけれど、求めてるような料理が出て来るのか、今。その温泉やらに行ってお泊して、泊まった時に出るような料理は出るのか。それはやっぱり厳しい内容でやってるから無理ですよ。けど、この辺の居酒屋さんは安い値段でですね、色々なもの食べさせてくれますよ。で、庄内にはですね、ハーモニーの横に、庄四季物というような、地産地消の販売所あるですよ。ああいう所との連携活用とか考えていたらですね、食の面もね、使えるんじゃないですか、地産地消。農協さんに頼んでいくとか、何かしました。風呂は温泉があるんだから、あれは新しいんだから、あの部分だけはうまく利用できるんじゃないですか。そんなこと考えたら、なんか金をかけなくても利用の道はあると思うんですよ。それで、それを考えて、そしてその後ですね、今のお任せしてるところに、それぐらいした時に、現在指定管理者になってるところが、これだったらやっていけますよというようになれば、やはりそちらの方が雇用の安定とかそういうことを考えると、そちらの方がいいんじゃないかな。改めてここですね、公募してその条件をつけたとしてもですね、民間企業ですよ。利益が出ないところはですね、やはり、撤退しますよ。よく見てください。例を言いましょうか。コスモスコモンのレストラン見てください。つくる時は絶対入ってきていいんだって言ってたけど、今あれ、毎日毎日稼働してるんですか。街の中ですよ、あれ。コスモスコモン、文化施設ですよ。あれはつくる時にあのレストランは、お客さんが来るんだって言って作ったんですよ。あれでもやれないから、民間企業。何社か変わったでしょう。今、使ってるんですか、僕行かないからあれですけど、運営できてんですか。だから民間は来たとしても引いてしまうでしょ。あそこがコスモスコモンの例とっていうと、あそこのレストランは例にとったから言うけれど、コスモスコモン、文化会館がメインだからもっているんですよ。だけど今度任せようとしているのは宿泊施設、レストラン、入浴施設、これをお任せしよう。わかりました、がんばりますって言って、プロポーザルでいい話を持ってくる。しかし実質はお客さんが来なければどうしようもないんです。そのときに市がどれぐらいの補助をするんですかという話です。補助をしなければ、そこは維持が出来ません。だったら初めからきちっと金のかからない形で、県の補助とかから、市がどこまで出せるとかそういうことをきちっともう1回見直しして、考えていった方がいいんじゃないかと思うんですよ。ここでプロポーザルして民間が来ました。ああよかったという話ではないんじゃないかなと、今の段階では。ここにきて、今日まで延ばした結果、環境が違ってきてる。あなたも言ってるじゃない、県もそういう形であったら補助出す可能性がある。国に対しても言えればいいじゃないですか。幾らかの補助を出してくださいと。私はそう思いますよ。どうですか。

#### ○経済部長

若干、話がそれるかもしれませんが、先ほど委員さんからご提案がありました、入浴施設とかレストランの話でございますが、地産地消の話も当然、免許をいただいております、業者の方からもご提案ありましたし、入浴施設についてもご提案があったところです。その中で入浴施設につきましては、休憩場所がないものですから、その分に対する増築等が必要だというようなご提案も受けておりました。その中で懸案事項の一つとしまして、本館の方は昭和48年に建ってますことから、旧耐震基準も満たしてないということで、何らかの手当てが必要となってまいります。そういうようなお話をしたうえで、民間業者の方とお話しておりましたけれども、最終的にはお断りというか、出来ないというような見解でございましたけれども、ある程度投資しまして、10年なら10年間営業して、その間に利益を生んだら建て替えますとかいうようなお話もあったところでございます。質問委員が言われますように、その後のことというのは、当然私もいろいろ検討はしてまいりましたが、繰り返しになりますが、一旦ですね、公募しまして、応募者がいないという、もしかして、あるかもしれませんが、

そういうことで、一旦、判断をさせていただきます、その後の運営方針等もあの本委員会等に諮りながらですね決定して行きたいというふうに考えております。

#### ○道祖委員

運営方針が分からんと言ってるんですよ、極端なこと言うよね。極端なこと言うと、民間に移譲したときに、民間がそういうふうに手挙げたら、いくら公募していいですよって、手を挙げて、そこを指名したと。だけど、結果としてやっぱり赤字ですよ。では、赤字でも10年間ちゃんとやってくれるんかとか、そういうことが担保できるんですか。経営方針はということなのかよく分かんないって言ってるんですよ、経営方針がまずわかんない。経営方針というのがね、あそこを活用してまちづくりするって言うんだったら、ということなのかなと思うんですよ。ただ、経営方針に従ってというふうに書いてますけど、では今のままで経営、その施設のあり方では、絶対赤字が出ますよと、多くのところが言ってますって言ってるじゃないですか。それで、あそこに耐震補強をするなり、建物を替えるなりすると、それだけの設備投資をせざる得ないと。現行のままじゃ無理ですって、あなた方言いながら、かすかな望みはこうですって。なぜ、あれがあるのが前提なんですかって言ってるんですよ、経営方針は何かって言ったならあそこをどういう活用をするかということでしょう。筑豊ハイツ全体をどうやって、庄内の活性化をどうするかというようなことが経営方針であって、それがために、何と何と何が必要だということになってくるんじゃないですか。あの建物があるということだけじゃないんじゃないですか。あの建物と同じようなものをつくるということではないんじゃないですか。であるなら、もう一回考え方整理した方がいいんじゃないですかって言ってるんです。そこんところが見解の違いですよ。

あの、言っときます。私はこれは継続なり、私の立場で言うとこれは、賛成しかねる。

#### ○委員長

他に質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休 憩 10 : 45

再 開 11 : 47

委員会を再開します。

他に質疑はございませんか。

#### ○福永委員

本案に係る審議を聞いておりましたが、さらに十分な時間をかけて審査する必要があると感じております。本案においては継続審査としていただきますよう委員長において、お取り扱いをお願いします。

#### ○委員長

本案につきましては、継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 : 48

再 開 13 : 00

委員会を再開いたします。

次に、「議案第104号 契約の締結（颯田排水ポンプ場新設（機械）工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○契約課長

議案の補足説明をさせていただきます。議案書の38ページをお願いいたします。「議案第104号 契約の締結」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の



議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。本件につきましては、本件 颯田排水ポンプ場新設（機械）工事につきましては、契約金額1億4580万円でサノ・テクノ株式会社代表取締役佐野輝紀と契約を締結するものであります。また、本件の工期につきましては、本契約として認められた日から平成28年3月31日までとしております。本件の入札執行状況につきましては、指名競争入札の参加指名基準及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、市内の機械器具設置業者を指名することを決定し、5月12日に入札を執行いたしました。入札の結果でございますが、議案書の43ページ入札の概要をお願いいたします。本件につきましては、市内10業者を指名いたしまして、1社が辞退され、9社による入札の結果、予定価格1億5360万6240円に対し、落札額が1億4580万円、落札率94.91%で、サノ・テクノ株式会社が落札したものであります。以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号 契約の締結（颯田排水ポンプ場新設（機械）工事）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 市道路線の廃止」及び「議案第110号 市道路線の認定」、以上2件は、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

最初に「議案第109号 市道路線の廃止」について補足説明をいたします。議案書53ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提案するものでございます。今回、廃止する路線は5路線、延長768.5メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番から4番の路線は、中心市街地活性化事業における区画整理事業に伴う路線廃止を行うものでございます。路線箇所は54ページに記載しております。また、この4路線につきましては、56ページの「議案第110号 市道路線の認定」一連番号1番から4番において、新たに整備した路線の認定議案を提案いたしております。53ページに戻っていただきまして、路線明細の左端に記載しております一連番号5番の路線は、鎮西地区小中一貫校建設に伴う開発区域内における市道路線の廃止を行うものでございます。路線箇所は55ページに記載いたしております。また、この路線につきましては、「議案第110号」一連番号5番におきまして、学校開発区域を除きました部分の認定議案を提案いたしております。

次に議案書56ページをお願いいたします。「議案第110号 市道路線の認定」について、補足説明をいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提案するものでございます。今回提案する路線は13路線延長1456.7メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番から4番の路線は中心市街地活性化事業における区画整理事業に伴う路線認定を行うものでございます。この4路線は、先ほど説明いたしました「議案第109号 市道路線の廃止」一連番号1番から4番において廃止を提案いたしました路線について、区画整理事業で整備した路線の認定を行うものでございます。路線箇所は57ページに記載いたしております。一連番号5番の路線につきましては、鎮西地区小中一貫校建設に伴う路線認定を行うものであります。この路線は、先ほど説明いたしました「議案第109号 市道路線の廃止」一連番号5番において

廃止提案をいたしました路線について、学校開発区域を除いた部分について認定を行うものでございます。路線箇所は58ページに記載いたしております。56ページに戻っていただきまして、一連番号6番及び7番の路線につきましては、開発帰属に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は59ページに記載いたしております。次に、一連番号8番の路線につきましては、寄附採納に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は60ページに記載いたしております。次に、一連番号9番の路線につきましては、交通量増加に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は61ページに記載いたしております。次に、一連番号10番から13番の路線につきましては、開発帰属に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所につきましては、62ページに記載しております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 市道路線の廃止」及び「議案第110号 市道路線の認定」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 専決処分の承認（平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○経営管理課長

「議案第111号 専決処分の承認（平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）について補足説明をいたします。特別会計補正予算書平成27年5月31日に専決分の1ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ64億5400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を183億676万5千円とするものであります。今回の補正予算につきましては、平成26年度決算見込み額におきまして、歳入歳出差し引き17億9210万8246円の歳入不足となりますので、地方自治法第179条第1項及び同法施行令第166条の2の規定に基づき、平成27年度予算から繰上充用を行うため専決処分を行ったものであります。2ページをお願いいたします。歳出の3款前年度繰上充用金1項前年度繰上充用金補正額17億9210万9千円でございますが、平成25年度繰上充用金額14億461万1298円と比較して3億8749万6948円増加しています。これは平成26年度単年度決算見込み額において歳入不足が生じたことによるものでございます。その他歳入の勝ち車投票券発売収入とそれに関連する歳出経費の補正によりまして、収支のバランスをとっております。手続の時期といたしましては、出納整理期間内に行うのが通例となっておりますので、5月31日付で補正予算の専決処分を行ったものでございます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○福永委員

この17億円の歳入不足で、今後、民営化になって、どのようになっていくのか、資料というか、シミュレーションで、どのぐらいで返済というか、やっていくのか、委員長のほうに、取り扱いをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま福永委員から要求のあつています資料は提出できますか。

○経営管理課長

少しお時間いただければ、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただ今、福永委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 13:12

再 開 13:13

委員会を再開いたします。ただいま資料のほうで、提出がございました。この資料に基づきましての質問でもよろしいですし、加えまして、何かご質問ありましたら、質疑のほうお願いします。質疑のほうございませんでしょうか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第111号 専決処分の承認（平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」については、承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載の件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市新技術・新製品開発補助金及び販路開拓支援補助金の採択について」報告を求めます。

○産学振興課長

本年度中小企業を対象といたしました2件の補助制度について採択を決定いたしましたので、ご報告させていただきます。まず、飯塚市新技術・新製品開発補助金についてご報告いたします。この補助金は、商品化されていない新製品の開発や新製造法の開発などの研究開発を行う市内の中小企業に対しまして、その研究開発活動に要する経費の一部を補助することによって、技術開発力の向上及び製品の高付加価値化を推進し、地域産業の振興を図るものです。補助額は対象経費の3分の2以内、200万円を限度といたしております。平成27年度におきましては、4月1日から4月21日までに公募を行い、6件の申請がありました。機械、電子、情報、経営などの分野に秀でた学識経験者で構成する飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会を5月14日に開催し、採択審査を行った結果、資料平成27年度飯塚市新技術・新製品開発補助金採択事業一覧のとおり2件が採択されましたのでご報告いたします。

次に販路開拓支援補助金の採択結果についてご報告いたします。この補助金は、新規性、独創性及び市場性があり、実現可能性があると認められる生産計画を有しながら、販路開拓に課題を抱える市内中小企業に対しまして、その販路開拓に要する経費の一部を補助することによって、新市場参入及び事業拡大を支援するものです。補助額は対象経費の3分の2以内、100万円を限度といたしております。平成27年度におきましては、4月1日から4月

21日まで公募を行い、6件の申請がありました。製品、技術、サービスの新規性や市場性に関する分析などに秀でた有識者で構成いたします飯塚市販路開拓支援補助金審査会を5月13日に開催いたしまして、採択審査を行った結果、資料平成27年度飯塚市販路開拓支援補助金採択事業一覧のとおり、3件が採択されましたのでご報告いたします。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

これは新技術とか新しい製品の販路ということで、補助金出しておるわけですけど、これに関連して、産業振興についてお尋ねしたいんですけど、それを許されますか、委員長。

○委員長

かまいません。

○道祖委員

前回の委員会でもですね、中小企業、地元の企業に対する支援策はどういうふうなものがあって、中小企業振興条例等をつくっていかなくてはいけないのではないかということで、本年度中には絶対つくるということで答弁いただいておりますけれど、現在のですね、飯塚市の企業立地のための産業支援は、どういうふうになってるかをお尋ねします。

○産学振興課長

本市における企業立地のための支援策につきましては、指定産業の集積及び活性化、市民の雇用機会の拡大を図るため「企業立地促進補助金制度」によって支援を行っているところです。

○道祖委員

飯塚市はですね、炭鉱閉山とともにですね、企業誘致をやってきました。そのときに、昭和44年前後にですね、企業が立地されて、多くの企業が立地されてきたと思うんですね。だけど、それから、随分経つわけですよ。老朽化等に伴って、増設とか新設もしくは移転とか、いろいろ考えてる企業もでて来てるんじゃないかと思えますけど。地元の企業がですね、移転とか、増設、地元でそういうことを考えていったときに、補助というか、支援策はどういうものがありますか。

○産学振興課長

本市の企業立地促進補助金制度の概要についてですが、対象となる事業者は、「製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、固定電気通信業、移動電気通信業、こん包業、自然科学研究所」を営む事業者で、条件といたしまして、「新增設などに伴う投下固定資産総額3000万円以上」及び「本市に住所を有する5名以上の新規雇用」を主な条件といたしております。この条件を満たした工場などの新設を行う事業者に対しましては、土地の取得又は賃借、市有地・民有地などの状況に応じまして、5ヵ年総額 最大5000万円から1億2000万円の補助を行っているところでございます。また、増設・移設事業者に対しましては、最大2000万円の助成を行っているところです。

○道祖委員

企業誘致したときにはですね、大分、便宜図って来てると思うんですが、鯉田の工業団地の例をみても、おっしゃるように5年間ですか、長い時間かけてですけども、補助を通して、というふうには感じておりますけど、地元の既存の企業がですね、新設や増設するときには今、2000万円と言われたんですか。けど、その内訳もあると思うんですよ。たしか増設する部分は最大2000万円と言ってるけども、増設する部門は1000万円で、雇用に6人以上、新規にですね、6人以上雇用したら1人当たり30万円というふうな決まりになってたのではないかと記憶しておりますけれども、違いますかね。

○産学振興課長

委員いわれるとおり、新規雇用で6名以上、6名からになりますが、1名当たり30万円、1000万円を限度として交付する補助金制度となっております。

#### ○道祖委員

それですね、先ほどからお尋ねしたいと思ってるのは、社屋が古くなつたと、建て替えるんだと、そのいうときに今言った、建物の関係で最大1000万円、雇用で6人目から増えたら、新規雇用が増えれば、1人当たり30万円、最高1000万円、合計2000万円ということですけど。ほかの自治体、地方創生の話の中で、まち・ひと・しごとということで、仕事の定着の話があるわけですね。そういう中で、ほかの類似都市と比較した時にですね、今ある企業誘致をするときには、分厚い、しかし、地元がですね、この飯塚で今後も存続を続けるなり、存続する中で拡大していく時の補助金のあり方を見た時にですね、その類似都市なりですね、人口規模が一緒のような都市、例えば、これは難しいかわかりませんね。中京の方などはいいのか分からん、都市圏はいいのかもわかんないですけど、いろいろ見方があると思うんですけど。飯塚市の今の状況が、支援策が十分なのかどうか、その点はどうなんでしょう。

#### ○産学振興課長

本市の補助金制度と他の類似団体との補助金の比較になろうかと思いますが、まず、同規模の自治体であります類似団体7市のうち、中京・関東・関西のそれぞれの類似団体の状況ですが、まず、関東地区の神奈川県海老名市におきましては、「企業立地促進条例」により助成を行っております。その概要といたしましては、製造業、情報通信業、自然科学研究所を対象業種といたしまして、新規立地に対する投下資本額が大企業で3億円以上、中小企業で、5000万円以上を対象要件といたしまして、4000万円を限度として助成を行っているところです。また、移転・建替え・増設などにつきましても投下資本額の対象要件は異なりますが、4000万円を限度として助成を行っております。また、投下固定資本額の適用基準により、3年間の固定資産税、都市計画税の免除も行っているところです。

続いて、中京地区にあります静岡県三島市ですが、「企業立地事業費補助金交付制度」により助成を行っているところです。その概要といたしましては、製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業・製造業分野の開発研究所、流通加工業を対象業種といたしまして、新增設を行う事業者に対しまして、主に借地を含む用地取得面積1000平方メートル以上、従業員数10名以上、新規雇用1名以上を要件といたしまして、2億円を限度に助成を行っております。

また、関西地区の奈良県生駒市におきましては、「企業立地促進補助金制度」により助成を行っており、その概要といたしましては、製造業、研究所を対象業種といたしまして、新築においては、土地の取得経費を除く固定資産投資額2億円以上、増築、貸工場の利用の場合は1億円以上であること、また、その用地面積が1500平方メートルであることを要件といたしまして、3ヵ年で8000万円を限度として助成を行っているところであります。なお、奈良県が行っております「企業立地促進に関する補助金」の交付や固定資産税の特例を受けている場合は、限度額が3000万円又は5000万円となっているところでございます。

#### ○道祖委員

ざあっと答えてもらいましたけど、飯塚市よりは条件がいいという結果だと思うんですけど。委員長にお願いですけど、わあっと聞いただけで、分かんないんで、後でその資料としてですね、提出いただければと思います。あとで構いませんから、比較をちょっと、きちっとしたいなど。ただ条件は、飯塚市よりはいいところがある。今、言ったのが、大都市圏だと思うんですけど、非常に大都市圏ではがんばってるということですね。まず、後で取り計らってもらって、資料要求のところはですね、続いて質問させていただきですけど、あわせて福岡県ですね、立地の為の優遇政策っていうのはどういうことがあるのか。これは地元の企業がですよ、地元、他からの企業誘致じゃなくてですね、地元の企業に対しての補助がどういうふうにするか、お尋ねいたします。

#### ○産学振興課長

福岡県の企業立地のための支援策につきましては、「福岡県企業立地促進交付金制度」による支援を行っております。新築又は増設する事業者に対しまして、製造業、ソフトウェア業、コンタクトセンター、航空運送業などを対象業種といたしまして、その対象業種毎に、土地を除く、概ね3億円から5億円以上の設備投資額、県民の新規雇用10名以上を交付要件といたしまして、対象業種で異なりますが、3年間で1億円から10億円の助成を行っているところであります。また、製造業、ソフトウェア業、情報処理提供サービス業などの移転につきましては、土地を除く5億円以上の設備投資額、生産施設設備の床面積1000平方メートル以上を交付要件といたしまして、3年間で5億円を限度とする助成を行っているところであります。

#### ○道祖委員

県の方でもですね、補助というのがあるということで、安心しておりますけど、ある程度安心しておりますけど、問題は市ですね。今、お聞きした通りですね、社屋とか、そういうことの設備の増設は1000万円と雇用が6人から30万ということで上限が2000万円と、それがですねえ今回言われてるまち・ひと・しごと創生法の中で、今度審議されていくんですけど、十分な中小企業の支援策になってるのか、地元としてですね、他の団体を比較して、雇用の場を守るという点から考えればですね、1度見直しをしてもいいんじゃないかというふうに思うんですけど、検討の余地はないですか。

#### ○産学振興課長

先程、ご説明いたしました類似団体の3都市の増設、移設などにつきましては、委員いわれますように、本市より類似団体のほうが手厚い補助となっております。他の人口同規模の自治体、あるいは近隣自治体の補助金の内容、あるいは増設、移設、建て替えの申請状況も調査研究いたしまして、この補助金制度について、関係各課とも協議し、今後、検討していきたいと考えておるところです。

#### ○道祖委員

今回、報告事項でね、飯塚市新技術・新製品開発補助金と、飯塚市販路開拓支援補助金ということで、5件出てきてるんですけど、こういうふうにな、地元の企業ががんばって行ってですね、雇用を増やしていく、社屋を広くしていく。こういう時にですね、やはり、せっかくね、技術が芽生えて、販路が拡大して、雇用が増えるんだとかいうときにですね、もう少しこう後ろから、援助してやって押してやって、企業活動を活発にしていく。これはやっぱりね、必要ではないかと私思っていますので、ご答弁では、検討していただけるような答弁でありますのでね、ぜひ検討していただきたいと思っております。機会あるたびにお尋ねしてまいりたいと思っておりますので、今日はここまでにしておきます。

#### ○委員長

先の資料につきましては、後日の委員会で審査資料とできるよう調整いたしますので、ご了解願います。ほかに質疑ございませんでしょうか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚駅前自転車駐車場の火災について」報告を求めます。

#### ○建設総務課長

飯塚駅前自転車駐車場の火災事件について報告をいたします。提出しております資料をお願いいたします。火災発生日時は、6月16日12時10分ころ、飯塚市菰田西1丁目208番地、飯塚駅前自転車駐車場で駐車中の原動機付き自転車付近から出火したもよう、原動機付き自転車7台、自転車1台及び駐輪場屋根約22平方メートルが被災したものでございます。出火原因につきましては、現在、飯塚警察署及び飯塚消防署の方で調査中ということでございます。現在は、被災した部分を含め、一部を立ち入り禁止といたしております。なお、被災し

た部分以外約3分の2程度は使用可能でございますが、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします3件の工事は、土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、1件目につきましては土木一式工事のⅠ等級に格付けされている要件等を、2件目につきましては建築一式工事のⅠ等級またはⅡ等級に格付けされている要件等を、また3件目につきましては鋼構造物工事業者である要件等をそれぞれ決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご報告いたします。資料の1ページをお願いいたします。「大日寺川排水ポンプ場新設(土木)工事」につきましては、19者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2101万6160円、落札率86.94%でサンコーテック株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります19者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。「颯田排水ポンプ場新設工事」につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6426万円、落札率93.17%で前田建設株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。「駅通り橋修繕工事」につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8931万6000円、落札率99.74%で株式会社名村造船所が落札しております。以上、簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項ですので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件についてお諮りいたします。本委員会として「経済施設等対策について」及び「産学連携について」、以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「経済施設等対策について」及び「産学連携について」、以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることを決定しました。なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。